

令和3年版環境白書

第4章 循環型社会の形成

2. 食品ロスの削減

(3) 未利用食品等の活用

③ 食品廃棄物の活用促進（飼料化、肥料化、エネルギー化など）

(1) 事業目的

食品残さ等を原料とした飼料や肥料の製造・販売の適切な実施により、飼料や肥料の安全性を確保するとともに、食品循環資源の再生利用を促進します。

(2) 取組状況

①飼料化

「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」に基づき、食品残さを原料とした飼料の製造・販売を実施する事業者からの各種届出の受理及び立入検査を実施しています。

また、各事業者へ法改正や関連情報を周知しています。

②肥料化

「肥料の品質の確保等に関する法律」に基づき、食品残さを利用して堆肥を生産する事業者から届出を受けています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 農畜産課	0852-22-5112、5137